

福島県水産業振興審議会委員の公募のお知らせ

1 公募の趣旨

福島県は、水産業の振興に関する基本的な事項及び水産業協同組合の整備強化に関する重要事項を調査審議する知事の附属機関として福島県水産業振興審議会（以下、「審議会」という。）を設置している。本審議会において、委員の一部を公募することにより、県民からの意見を幅広く聴き、水産行政に反映し、本県の水産行政の向上に資することを目的とする。

2 審議会の概要

- (1)開催日程等 年1～2回程度、福島市において開催予定（1回の審議時間は2時間程度）
- (2)任期 委員となった日（令和7年11月の予定）から2年間
- (3)報酬・旅費 審議会に出席した場合は、福島県が定める報酬及び旅費を支払う。
- (4)その他 委員の方の肩書きと氏名は公表する。また、審議会は公開で行われる。

3 応募要領

- (1)定員 1名
- (2)応募資格 県内に在住する満20歳以上(募集締切日現在)で水産業の振興に関心がある方。ただし、議員（国会議員、地方公共団体の議会の議員）及び公務員を除く。
- (3)募集期間 令和7年8月1日（金）～令和7年8月29日（金）までの間

4 応募方法

(1)申し込み手続き

次の書類を応募先まで持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

ア 「応募申込書兼履歴書」（別紙）（コピー可、文書作成ソフトでの作成可）
なお、「応募申込書兼履歴書」については、下記応募先・問合せ先に請求するか、以下の手順で福島県ホームページからダウンロードを行う。

○《福島県 HP》の右上の「組織でさがす」をクリック

○農林水産部の下にある「水産課」をクリック

○《水産課 HP》のお知らせの「福島県水産業振興審議会委員の公募のお知らせ」をクリック

イ 作文（800字以内、氏名記入、様式自由、文書作成ソフトでの作成可）
テーマ：「本県水産業の復興に向けて考えること」

(2)応募受付

郵送の場合は、令和7年8月29日（金）までの消印があるものを有効とする。

（封筒余白に「審議会公募」と記載してください。）

持参の場合、期間中の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、閉庁日（土曜日、日曜日、祝祭日）は受付をしない。

電子メールの場合、応募先のメールボックスに令和7年8月29日（金）午後5時15分までに受信したものを有効とする。FAXの場合、水産課宛 FAX 受信欄に令和7年8月29日（金）午後5時15分までに受信したものを有効とする。

(3)その他

提出された書類は返却しないものとし、応募に要する費用（郵送代、面接に要する旅費等）は支給しないこととする。

5 選考

選考は、応募申込書兼履歴書、作文及び面接により行う。

(1)1次選考：応募申込書兼履歴書及び作文による書類選考とする。

1次選考の結果は、本人あて郵送により通知する。

(2)2次選考：1次選考の結果、該当者には面接によるものとする。

（面接の日時・会場については1次選考結果の通知の中でお知らせいたします。）

(3)最終選考結果の通知：令和7年9月中に、郵送により応募者本人あて通知する。

応募先・問合せ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部水産課（担当：御代）
（電話）024-521-7376（FAX）024-521-7940
（電子メール）suisan@pref.fukushima.lg.jp